

## 2019年度 博物館(学芸員)実習生募集のご案内

足立区生物園では、学芸員の資格取得を目指す学生を支援するため、2019年度も博物館(学芸員)実習を行います。

### 1. 対象者

実習の対象者は、以下のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 実習受講時に大学4年生以上である者。
- (2) 大学において博物館実習以外の必要科目（博物館法施行規則第1条の規定に基づく）の単位を修得済ないし修得見込みの者。
- (3) 自然科学系の学生である者。
- (4) 水族館、動物園、自然史（動物）系博物館の学芸員を希望する者。

### 2. 日程・人数

日程：2019年8月24日（土）～9月2日（月）の10日間

募集人数：帝京科学大学枠6名程度、その他大学枠6名程度

### 3. 応募方法等

- (1) 募集期間 4月1日（月）～5月31日（金）必着
- (2) 下記の応募書類をとりまとめ、大学を通じて足立区生物園宛に郵送すること。

① 博物館（学芸員）実習申込書（大学が記入）	様式第1号
② 実習申込理由書	（学生が記入）
③ 実習生調査書（身上書）	（学生が記入）
④ 誓約書	（学生及び保証人が直筆署名）

※ 応募書類（エクセル形式）は「足立区生物園ホームページ」でダウンロードできます。ホームページアドレス ⇒ <http://www.seibutuen.jp/>
- (3) 宛先 〒121-0064 足立区保木間2-17-1 足立区生物園 実習担当宛

### 4. 大学への確認事項

足立区生物園は、博物館法第2条第1項に規定する「博物館」、及び第29条に規定する「博物館に相当する施設」ではありません。また平成26年4月1日から、園の管理運営は園長を含めて民間指定管理者が行っております。足立区生物園における実習が博物館法施行規則第1条に規定する「博物館に関する科目の単位（博物館実習）」として認定されるには、各大学から足立区生物園を同施行規則第2条第1項に規定する「大学においてこれに準ずると認めた施設」として認めてもらえることが必要です。実習を希望される方は、この点を必ず大学に確認した上でお申し込みください。

### 5. 選考の方法

受け入れ予定数を超えて応募がある場合には、応募書類をもとに選考します。

### 6. 受け入れの通知

6月中旬頃までに、足立区生物園長より、受け入れの可否を書面（実習承諾書または不可通知書）にて、大学宛に通知します。

### 7. 事前説明会

実習に先立ち、受け入れ対象者を集め、実習についての事前説明会を行います。

日程：2019年8月21日（水）13:30～

### 8. 実習の費用

教材費等の実費負担を除き、実習に関わる費用は無料です。

### 9. 修了証など

修了証、評価票、出勤簿等は大学の書式を使用し、足立区生物園長が発行します。

### 10. 注意事項等

- ① 実習中に不適切な態度や行動が認められる場合は、実習を中止する場合があります。
- ② 実習生が実習中に被った事故及び災害については、業務内外の別を問わず、足立区生物園は一切の責任を負いません。
- ③ 実習生に起因する事由により、生物園が損失・損害を受けた場合には、実習生並びに保証人が連帯してこれを賠償すること。
- ④ 実習に関わる傷害保険等は実習生が各自の責任で加入すること。
- ⑤ 実習生は実習で知りえた個人情報等を、実習中・後に漏らしてはならない。

### 申込・問合せ先

足立区生物園 実習担当 TEL:03-3884-5571 E-mail: [info@seibutuen.jp](mailto:info@seibutuen.jp)